



埼玉県報

第261号
令和3年(2021年)
11月16日
火曜日

目次

管理規程

- 埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

告示

- さいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 羽生都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 羽生都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 羽生都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 鴻巣都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 鴻巣都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 鴻巣都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 川口本町4丁目9番地区市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出（市街地整備課）
- 宅地建物取引業者の聴聞（建築安全課）
- 県道児玉新町線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道上里鬼石線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 埼玉県選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）
- 平成31年4月7日執行の埼玉県議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支報告書の訂正（選挙管理委員会）

正誤

- 埼玉県告示第1202号中訂正（社会福祉課）

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第九号

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十一月十六日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一地域機関の長の項委任事務の欄第三号から第六号までの規定中「第二十五条の十八」を「第二十五条の三十」に改め、同項第七号中「第二十五条の十五第一項」を「第二十五条の二十七第一項」に改める。

別表第二第二十号局長専決事項の欄第一号中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の二十二第一項」に改め、同項第二号中「第二十五条の十一第一項」を「第二十五条の二十三第一項」に改め、同項第三号中「第二十五条の十一第二項」を「第二十五条の二十三第二項」に改め、同項第四号中「第二十五条の十一第五項」を「第二十五条の二十三第五項」に改める。

別表第三第六十号中「第二十五条の十四」を「第二十五条の二十六」に改め、同項第六十一号中「第二十五条の十六」を「第二十五条の二十八」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和三年十一月一日から適用する。

告 示

埼玉県告示第千二百六十三号

さいたま市からさいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和三年十一月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百六十四号

測量計画機関である川島町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十一月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

川島町

二 作業種類

公共測量（一級基準点測量一点、三級基準点測量一点）

三 作業地域

埼玉県比企郡川島町大字下大屋敷地内

四 作業期間

令和三年十一月二十日から令和四年三月十五日まで

告示

埼玉県告示第千二百六十五号

測量計画機関である鶴ヶ島市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十一月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

鶴ヶ島市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

鶴ヶ島市全域

四 作業期間

令和三年十二月十三日から令和四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百六十六号

羽生市から羽生都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年十一月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百六十七号

羽生市から羽生都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年十一月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第千二百六十八号

羽生市から羽生都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年十一月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百六十九号

鴻巣市から鴻巣都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年十一月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百七十号

鴻巣市から鴻巣都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年十一月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百七十一号

鴻巣市から鴻巣都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年十一月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百七十二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により川口本町4丁目9番地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和三年十一月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 氏名 児玉 洋介
- 二 住所 埼玉県川口市上青木三丁目十八番二十号

告示

埼玉県告示第千二百七十三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

令和三年十一月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
令和三年十一月三十日午後二時	株式会社ハウズプラザ	堀込 善道	埼玉県さいたま市北区榎引町二丁目百十三番地二

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館三〇四会議室

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月十六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯 塚 雅 彦

<p>児玉新町線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>児玉郡上里町大字勅使河原字真下一 二八一番七地先から同郡同町大字勅 使河原字真下一二八二番六地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年十一月十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十七年十月六日付け 埼玉県本庄県土整備事務所 長告示第三号で告示した道 路予定区域の一部供用開始 である。延長九四・九〇メー トル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月十六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯 塚 雅 彦

路線名	上里鬼石線
供用開始の区間	児玉郡上里町大字三町字横町裏五七八番一〇地先から同郡同町大字三町字横町裏五九一番一地先まで
供用開始の期日	令和三年十一月十六日
備考	令和元年六月二十五日付け 埼玉県本庄県土整備事務所 長告示第二号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長二八〇・〇〇メートル

告 示

埼玉県選管告示第八十号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和三年十一月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和三年十一月十九日 午後一時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他

告示

埼玉県選管告示第八十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙の候補者杉島理一郎の選挙運動に関する収支報告書に関し、令和三年十月六日に出納責任者杉島麻子から訂正する旨の報告があったので、令和二年四月十日付け埼玉県選管告示第十八号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

令和三年十一月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

誤	ページ	表中	行	
正	百十三	収入	九	
誤	由民党埼玉県参議院選挙区第四支部			
正	削除			
				30,000 円

誤	ページ	表中	行	
正	百十三	収入	十	
誤	由民党埼玉県参議院第五選挙区支部			
正	削除			
				30,000 円

誤	ページ	表中	行	
正	百十三	収入	二十一	
誤	今回計			
正	今回計			
				955,000 円
				895,000 円

誤	ページ	表中	行	
正	百十三	収入	二十二	
誤	総計			
正	総計			
				955,000 円
				895,000 円

正 誤

埼玉県告示第千二百二号（令和三年十月二十九日第百五十六号）中訂正

ページ	表中	行
三	名称	前から二

誤

まごころ薬局 加須店

正

まごころ薬局 加須店